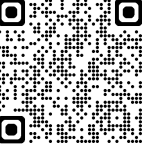


- ① 事前アンケートの結果について
- ② **最近のトピック**（各省報道発表資料等）
- ③ 参加者の問題意識共有
- ④ 物流改正法質疑応答紹介
- ⑤ 参考資料

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年4月22日～5月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html	R7.5.16	公正取引委員会	
令和6年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250512.html	R7.5.12	公正取引委員会	
「共同輸配送や帰り荷確保等のためのデータ連携促進支援事業費補助金」の募集開始について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000885.html	R7.5.9	国土交通省	
「災害時の支援物資輸送体制構築促進事業」(補助事業)の募集開始 ～官民が連携して行う支援物資輸送訓練を支援します！～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000882.html	R7.5.9	国土交通省	
事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始 ～バス、トラック運送事業者の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000699.html	R7.5.7	国土交通省	
令和6年度における独占禁止法違反事件の処理状況について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250501_kanki.html	R7.5.1	公正取引委員会	

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年4月22日～5月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
中国運輸局 いわゆる「5両割れ」トラック事業者に対し厳正に対処します https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_02287.html	R7.5.1	国土交通省	
「地域連携モーダルシフト等促進事業」(補助事業)の募集開始 ～地域連携したモーダルシフトや共同輸配送等の先進的取組を支援します～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000881.html	R7.4.28	国土交通省	
荷役作業の効率化のための「標準仕様パレット」の利用促進支援事業費補助金の募集開始について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000880.html	R7.4.25	国土交通省	

共同輸配送や帰り荷確保等のための
データ連携促進支援事業

物流データ標準化による効率化を検討されている 荷主企業・物流事業者等 から成る協議会の方々へ

補助対象者

複数の荷主企業等から構成される
協議会

<協議会の構成>

- ・荷主企業2社以上(必須)
- ・物流事業者(貨物運送事業者、
倉庫事業者等)
- ・その他物流に係る関係者
(物流システム事業者等)

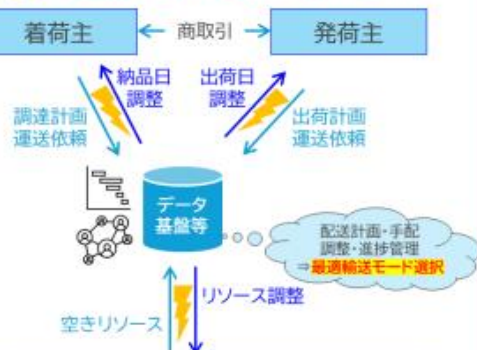
補助対象となる事業

当該協議会において「物流情報標準
ガイドライン」を活用したデータ連
携を行うことで、共同輸配送、帰り
荷の確保、配車・運行管理の高度化
等の物流効率化に取り組む実証事
業

※補助対象経費については、2ページ目
に記載のとおり

取組イメージ例

物流情報標準ガイドライン準拠のデータ形式



物流事業者



補助率

補助対象経費の

1/2 以内で交付
(上限あり)

1協議会あたりの補助金上限額は
4千万円となります。
※予算規模2億円

申請受付期間

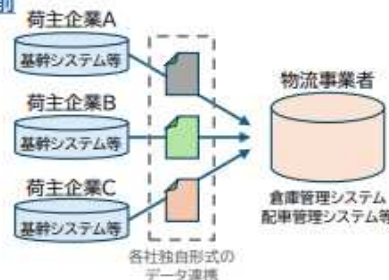
令和7年5月9日(金)14時～
同年6月16日(月)17時
必着

事業実施期間

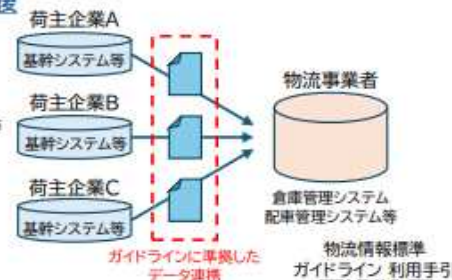
交付決定日から
令和8年2月20日(金)まで

事業の要件

例 実施前



実施後



「物流情報標準ガイドライン」とは、広範囲でのデータ連携などによる物流の効率化・生産性向上のために必要なデータ項目の標準形式等が定められたものです。準拠の具体的内容については公募要領をご覧ください。また、準拠に際して「物流情報標準ガイドライン 利用手引」もご参照ください。



補助対象経費

- ・ 物流情報標準ガイドラインに準拠した各種システムの導入・改修、クラウドサービスの利用等にかかる費用
- ・ その他、共同物流の実施に際して要する費用のうち事務局が認めた費用(例:共同物流運賃、共同倉庫利用料 等)

※上記に関連する費用でも、内容によって対象とならない場合がございます。詳細は公募要領をご確認ください。

申請に当たっての注意点、補助対象要件、申請書類等の詳細は専用ホームページを必ずご確認ください。

専用ホームページURL: https://dlabo.jmac.co.jp/datarenkei_r7

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



専用ホームページ
QRコード



お問い合わせ先

株式会社日本能率コンサルティング
物流データ連携推進事務局
✉ datarenkei-jigyo@jmac.co.jp



地方自治体と物流事業者が連携して取り組む物資輸送訓練に対する支援

公募期間：令和7年5月9日（金）～6月6日（金）（必着）
 問合せ先：国土交通省物流・自動車局物流政策課 電話：電話：03-5253-8111（内線41-861、41-863）
 直通：03-5253-8801

事業目的

- 能登半島地震の経験を踏まえ、災害時のラストマイルにおける円滑な支援物資輸送体制の構築・強化を促すため、**輸送の手配や物資拠点の運営等に係る災害協定の締結を目指す自治体、物流事業者等の連携訓練を支援。**

背景・経緯

- 能登半島地震の災害対応では、**物流専門家の不在等により、ラストマイルにおける支援物資の輸送や保管に混乱**が生じた。



手積み・手卸し



床が抜け落ちた体育館



雑然と平積みされた物資

- 一方、**市町村レベルでは、輸送・保管・物流専門家の派遣に係る物流事業者との協力協定を締結していない割合が多い。**

【支援物資輸送に関する災害協定の締結状況（市町村）】



（出所）国土交通省が行ったアンケート調査（平成31年2～3月）に基づく。

事業概要

- 災害時のラストマイル輸送における人員不足等が懸念される**自治体と物流事業者（トラック、倉庫）等との連携訓練を支援。**

大規模災害の被災想定地域等の自治体において、
 ・ **正確な情報伝達・共有**ができているか（机上訓練）
 ・ **適切な支援物資輸送、拠点開設・運営のオペレーション**ができているか（実働訓練） 等を訓練を通じて検証

訓練で新たに明らかになった課題は、自治体等に共有した上で、国土交通省が作成したハンドブック※にも反映

※「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」

地域の特性に応じた支援物資輸送体制の構築を促進



フォークリフト等を使って荷卸し、荷積み



パレットに載せられた物資

補助対象等

補助対象：自治体（都道府県及び市区町村）と物流事業者等が参画した協議会が行う連携訓練（机上・実働）の実施費用
 補助額等：1訓練あたり最大400万円程度（補助率1/2以内）



I-1 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）

自動車運送事業者が先進安全自動車(ASV)を導入する経費を補助することにより、自動車運送事業の安全性の向上を図り、もって自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることを目的とする事業。



補助対象事業者

自動車運送事業者*1

リース事業者(上記自動車運送事業者へ業務用自動車を貸渡す者)

*1一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、中小企業者以外も対象とする

交付申請受付期間

令和7年5月8日(木)10:00~令和8年1月30日(金)17:00（先着順※）

※予算がなくなり次第終了

補助対象車両

車両総重量8トン以上のトラック
乗車定員30人以上のバス

補助対象経費

補助対象車両に搭載する車輪脱落予兆検知装置*2に要する経費（後付けのものに限る）
*2補助対象機器は国土交通省において決定

購入時期

令和6年4月1日から令和8年1月30日までに購入・支払いまで終了していること

補助率

1/2（1/3*3）*3（）内は貸切バス事業者のうち中小企業以外の場合

補助上限

1車両あたり5万円（3万3千円*3）*3（）内は貸切バス事業者のうち中小企業以外の場合

留意事項

被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送の安全総合対策事業の部)は、同目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。)を受けた事業には交付しない。

1-2 運行管理の高度化に対する支援



1. デジタル式運行記録計

2. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型

自動車運送事業者や運行管理者がデジタル式運行記録計(映像記録型ドライブレコーダーとの一体型も含む)から取得した事業用自動車の運行にかかる情報を活用して、運転者への安全指導を行う等により安全性向上を図ることを目的とする事業。



補助対象事業者

一般貨物自動車運送事業者

特定貨物自動車運送事業者

※ただし、保有車両台数が10両未満の者であり、かつ、

デジタル式運行記録計を導入していない自動車を事業の用に供している中小企業の事業者に限る

リース事業者(上記貨物自動車運送事業者へ補助対象機器を貸渡す者)

交付申請受付期間

令和7年5月8日(木)10:00~令和7年7月31日(木)17:00 (先着順※)

※予算がなくなり次第終了

補助対象経費

デジタル式運行記録計

デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型

上記に係る事務所用機器等

購入時期

令和6年4月1日から令和7年7月31日までに購入・支払いまで終了していること

補助率

1/2

補助上限

80万円 ※ただし、2回以上申請をする場合を除き、通信機能付き一体型を含めて購入した場合は120万を上限とする

留意事項

補助対象機器に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません

事業目的

- 陸・海・空の多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）やそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築に向けて、地域の産業振興等と連携した取組の検討経費や物流拠点の整備費用等を支援。

事業概要

- 地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体等が協働しながら、地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチングを行うとともに、地域物流の核となる拠点を整備することで、新モーダルシフトやそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築の実現を目指す先進的な取組を支援。

<Step 1>

地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じたマッチングを行うための検討経費を支援



<Step 2>

Step 1の検討結果を踏まえ、地方自治体や産業団体・経済団体等が協働し、
 ①新モーダルシフト（鉄道・新幹線、船舶、航空機、ダブル連結トラックなど）
 ②地域の物流ネットワークの再構築（共同輸配送、中継輸送など）
 の実現を目指す際の物流拠点の整備費用や資機材の導入経費などを支援。



鉄道・内航海運への
モーダルシフトの強化



新幹線等の貨客混載



航空機の空きスペース等
の有効活用



ダブル連結トラックを活用した
共同輸配送や中継輸送

補助対象

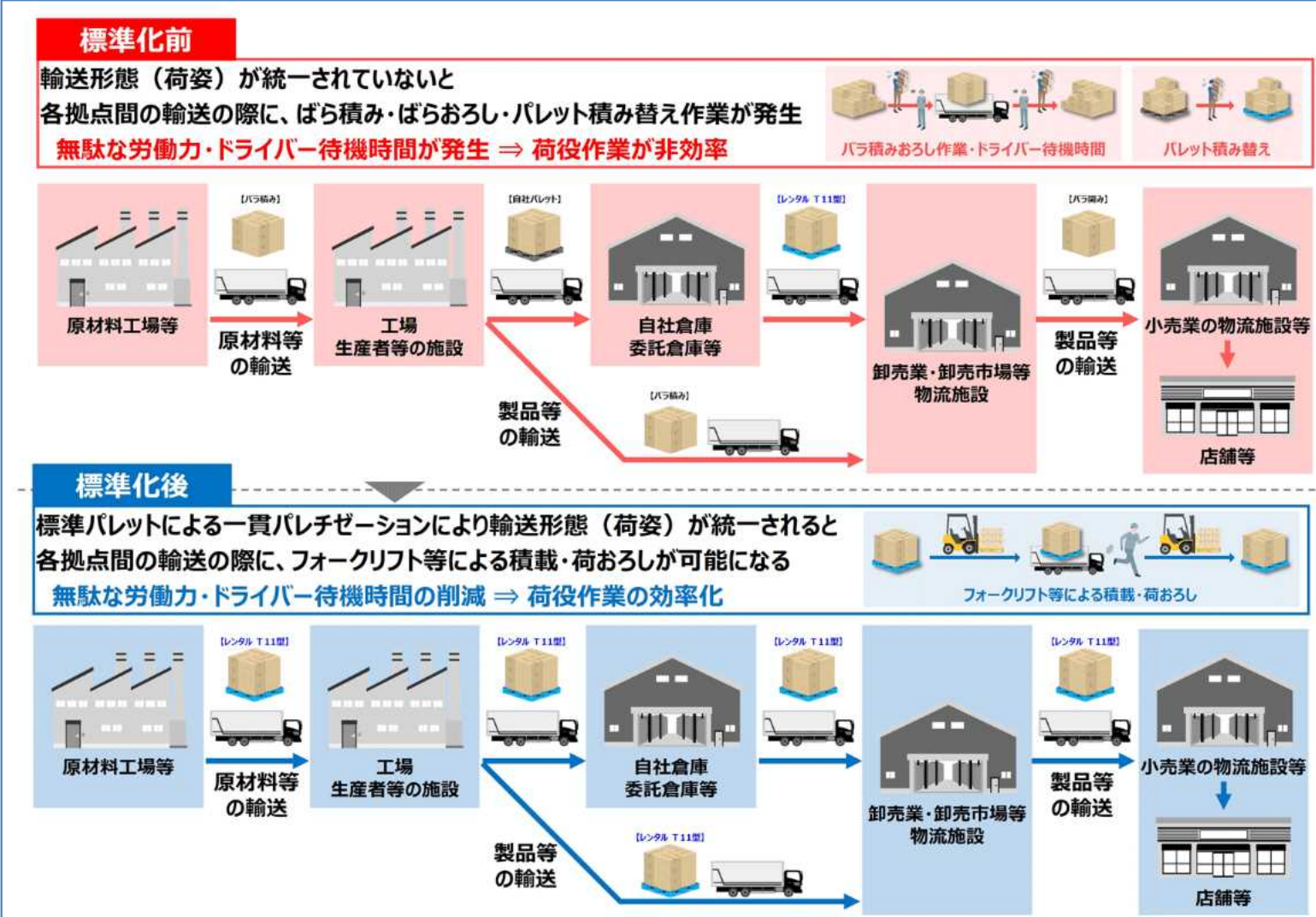
公募期間：令和7年5月1日（木）～6月9日（月）17時まで（必着）

問合せ先：地域連携モーダルシフト等促進事業事務局（modalshift_logisticsnetwork@tohmatu.co.jp）



地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体、荷主企業、物流事業者等が参画した協議会

事業の目的 荷主・物流事業者等が標準仕様パレットを導入し、荷役作業の効率化に取り組む事業、標準仕様パレットを効果的に活用し物流改善に取り組む事業に対し補助を行い一貫パレチゼーションにより荷役等の効率化に資する取組をより一層推進すること。



公募期間

令和7年4月30日(水)14:00～
令和7年6月12日(木)16:00【必着】

補助事業期間

交付決定日～
事業完了日・令和8年1月23日(金)

重要

本事業は、荷役作業や物流の効率化に取り組む事業に対する補助を行い、取り組み実施に必要な機器、システム等の導入を支援します。公募申請時に実施する事業における事業効果を設定いただき、その内容に基づいて審査いたします。採択、及び交付決定された事業者においては事業を実施し、事業実施の効果を測定し、事業完了報告日までに報告していただきます。詳細につきましては、本公募要領の記載をご確認ください。

問合せ先

パレット標準化促進事業事務局
(パシフィックコンサルタンツ株式会社)

TEL:050-5482-3523

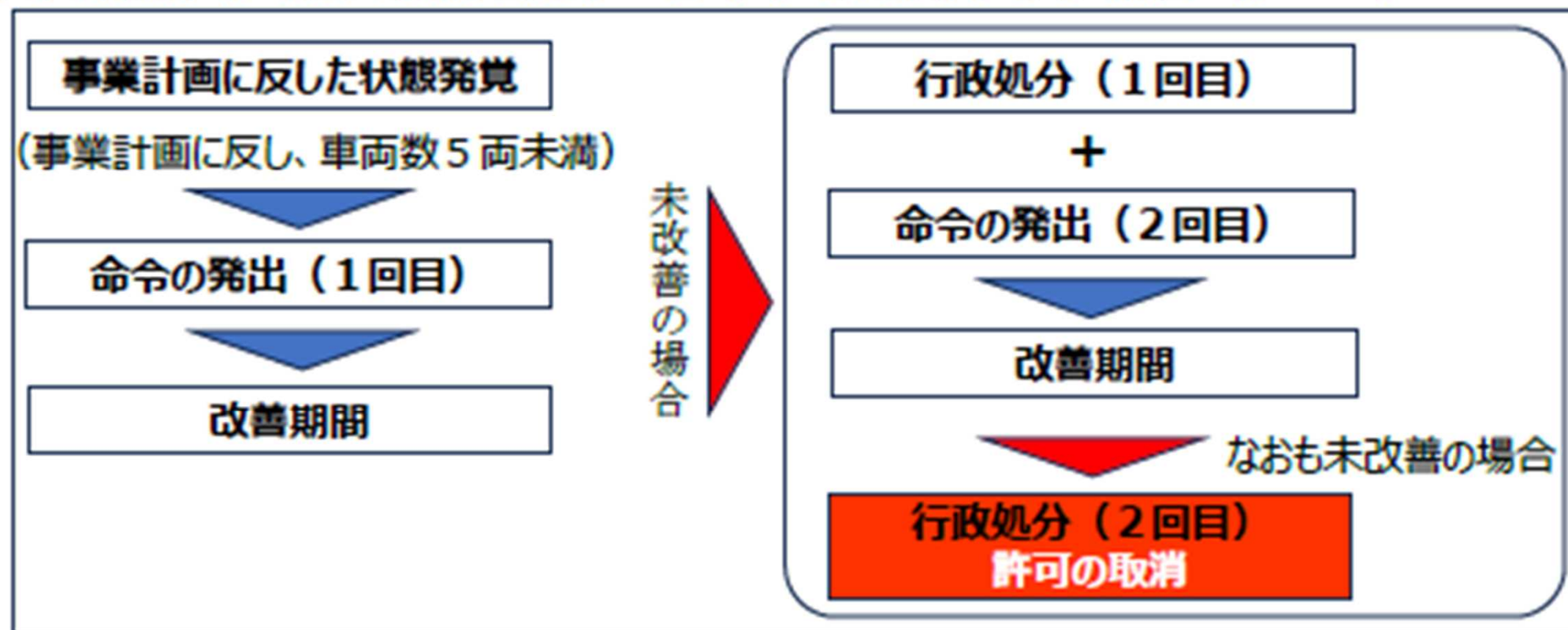
※ 受付時間平日 10:00～16:00
(土日祝日、及び年末年始を除く)

トラック事業者は、あらかじめ策定した事業計画に基づき事業を継続する義務があり、**トラックを原則5両以上確保する必要があります**。しかし、実際には計画の内容に反した状態で事業を行う者が存在し、それらは交通事故防止に向けた安全義務違反やトラックドライバーの健全な労働環境の維持をおろそかにし、悪質な法令違反を犯している可能性があります。

トラック物流の輸送力低下が不安視されているいわゆる「物流2024年問題」への対応として、物流の維持を確実なものとするとともに、これらに対し厳正に対処することにより悪質な法令違反事業者を排除し、トラック事業の適正化が推進され、公平な競争環境が維持されるよう、事業計画に従い業務を行うべき命令を発動するための基準を制定し、公示しましたのでお知らせします。

中国運輸局としては、本件や取引の適正化などを通じて、持続的な物流体系の構築に引き続き取り組んでまいります。

○事業計画に従い業務を行うべき命令を発動する手続き（フロー）



下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

国会の審議状況

第217回国会

令和7年4月11日	衆議院	本会議	趣旨説明・質疑
4月11日	衆議院	経済産業委員会	趣旨説明
4月16日	衆議院	経済産業委員会	質疑
4月18日	衆議院	経済産業委員会	質疑・採決
4月24日	衆議院	本会議	採決
5月9日	参議院	本会議	趣旨説明・質疑
5月13日	参議院	経済産業委員会	趣旨説明・質疑
5月15日	参議院	経済産業委員会	質疑・採決
5月16日	参議院	本会議	採決

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

下請法の改正事項の概要

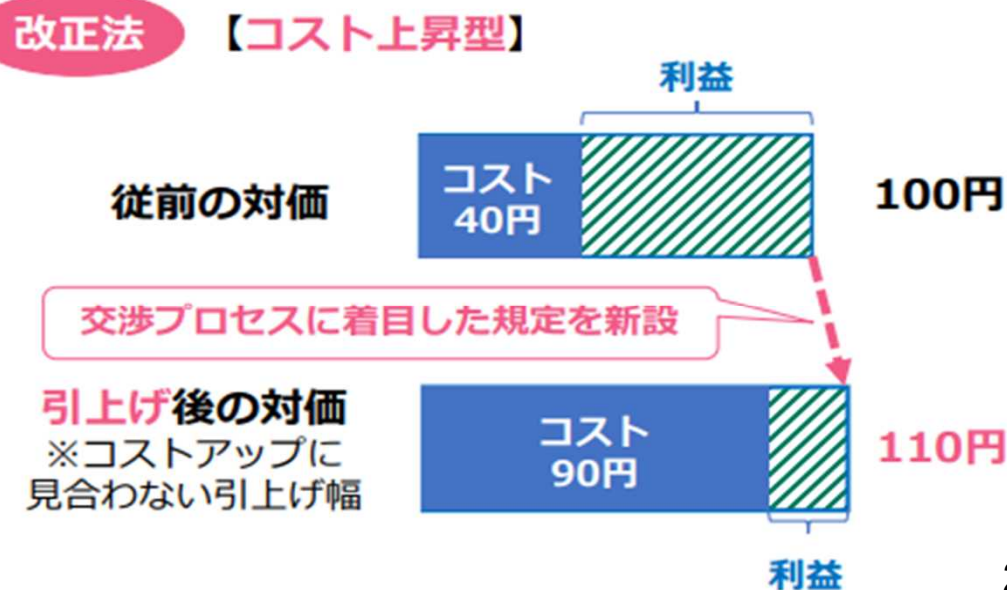
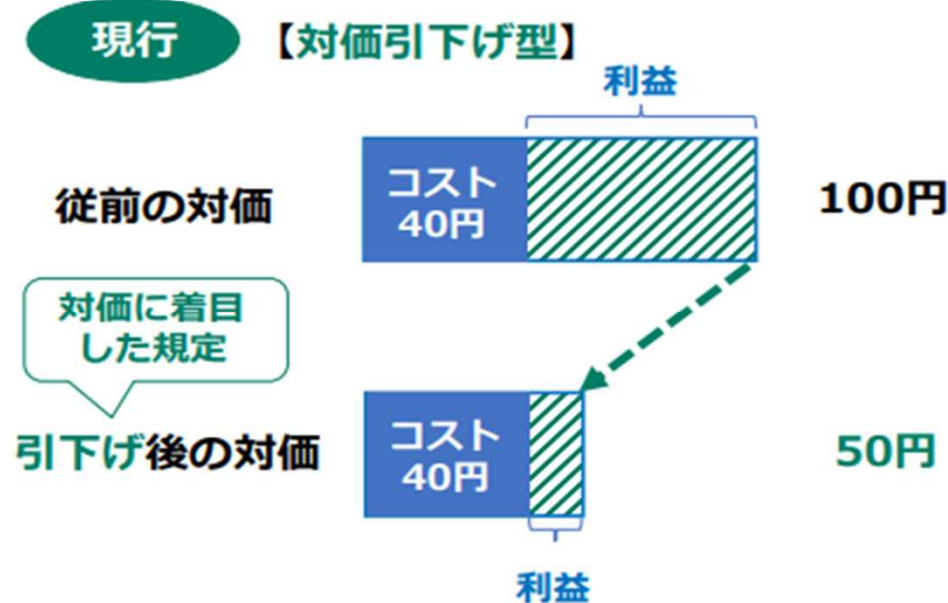
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



下請法の改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

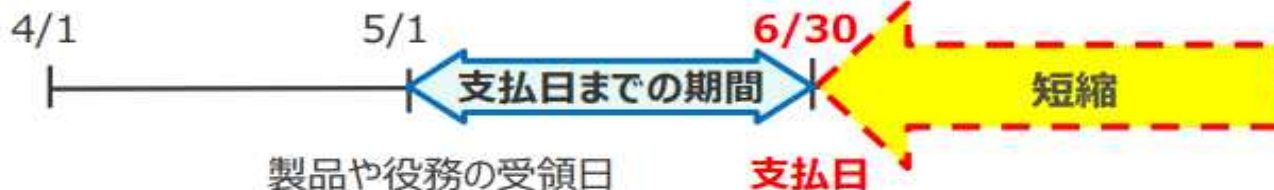
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間 (60日) + 手形サイト (60日) = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間 (60日) = 現金受領までの期間【60日】

下請法の改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

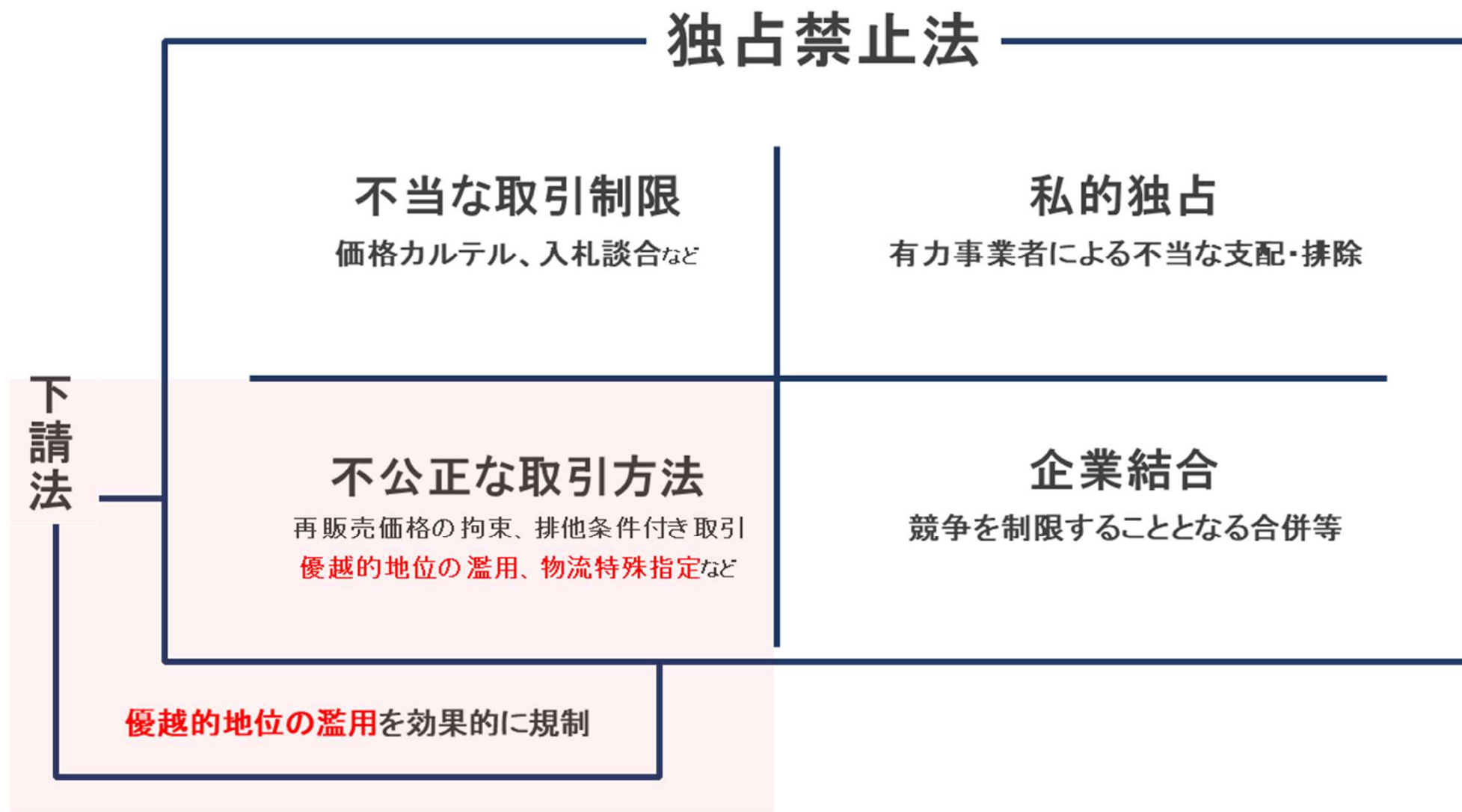
- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



独占禁止法と下請法の関係



下請法の改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

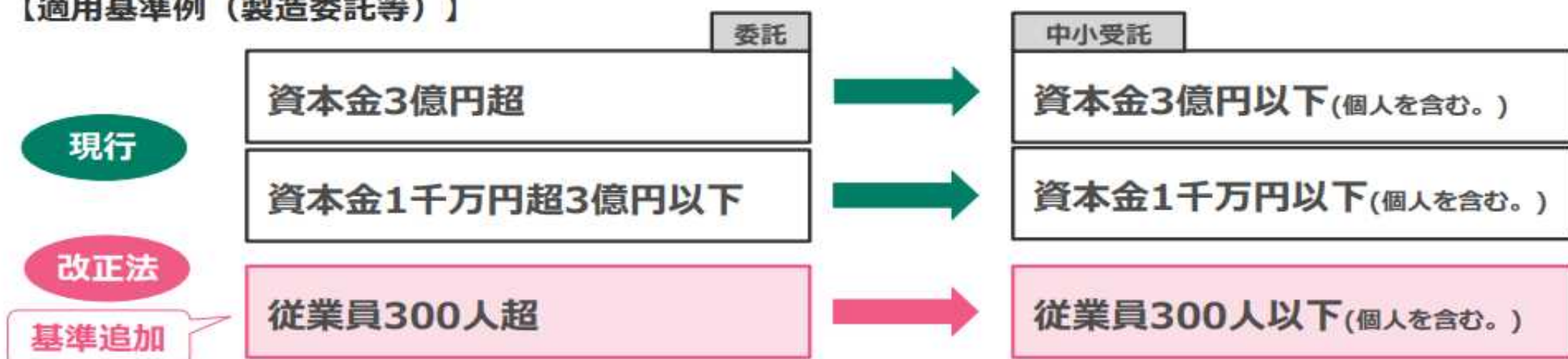
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



下請法の改正事項の概要

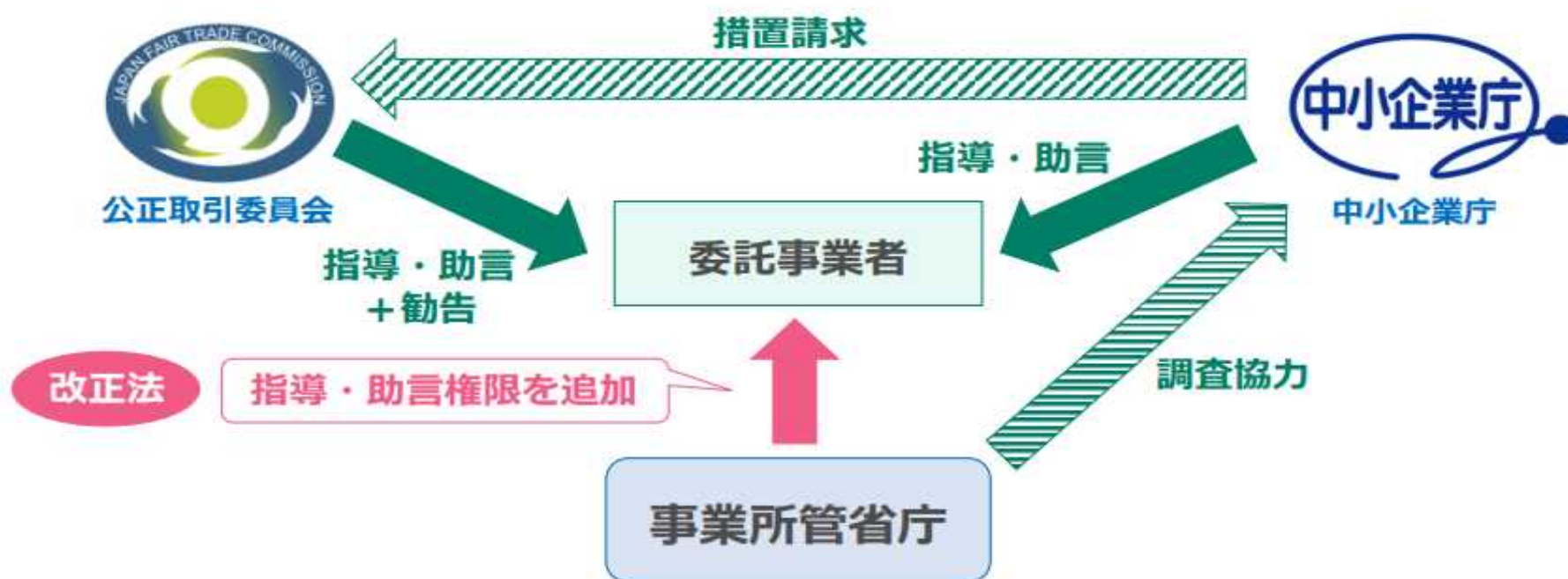
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



下請法の改正事項の概要

⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

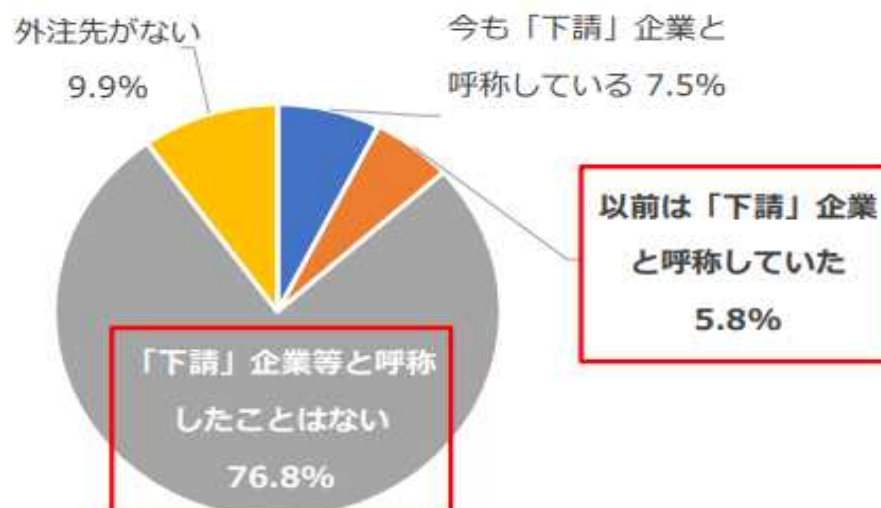
- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与え
るとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、
「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)

【受注者としての声】



問. 改正下請法で禁じることとした「協議に応じない一方的な価格決定の禁止」とは、どのような場合があてはまるのか

(R7.5.15参議院経済産業委員会 古賀之士議員より)

答. 実効的な協議を確保することを旨とする規定で、以下の条件に合致した場合が該当する

- ①費用その他の条件変動(コスト上昇等)など事情が生じる
- ②受注者から協議を求める
- ③委託者が協議に応じない(委託者が受注者が求めた説明をしない等)
- ④委託者が一方的に価格を決定(据置き、わずかな引き上げ)する
- ⑤受注者の利益を不当に損なう

(公正取引委員会)



問．形式上協議に応じた風を装うなど、形骸化が懸念されるがどのように対処するのか。

(R7.5.9参議院本会議 村上亨子議員より)

答．実質的に協議に応じていない事例を法律の運用基準などに記すことを想定。

(事例)

- ①取引の打ち切りを示唆して協議に応じない
- ②協議の求めを拒み、無視し、又は先延ばしにしたりして協議に応じない

※事業者ヒアリングなどで協議の実態を把握のうえ事例を掲載することを
検討 **(伊東内閣府特命大臣)**



問. 荷主と運送事業者の関係が下請法の対象取引に加えられ、事業所管省庁に指導権限が付与されたことでどのような効果があがるのか。

(R7.4.11衆議院本会議 松嶋みどり議員より)

答. 協議に応じない一方的な価格決定の禁止、国土交通大臣による下請法指導・助言、トラック・物流Gメンへの情報提供の報復措置(転注)の禁止、公取・中企庁とのノウハウ共有などがあげられる。

(中野国土交通大臣)



問. 着荷主の現場(荷卸し場)で発荷主とトラック事業者との契約にない附帯業務が行われる場合など、着荷主に対するアプローチはどうなるか。

(R7.5.15参議院経済産業委員会 礒崎哲史議員より)

答. 予め荷卸し場での附帯業務が予定される場合は、発荷主と着荷主との契約にその旨が盛り込まれ、契約の適正化が図られる。

公正取引委員会では、着荷主が対価を発荷主に支払わない不公正な場合などへの対応を検討していく。

(伊東内閣府特命大臣)

※上記は、「参議院インターネット審議中継」より、やり取りの主旨をオンライン説明会事務局(中国運輸局)が抜粋したものです。

会議の公式な記録は会議録ですので、公式な記録を確認する場合は会議録をご覧ください。<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>



問. 改正下請法施行期日(R8.1.1)に向けた手続きと、周知の方法は。

(R7.5.9 参議院本会議 村上亨子議員より)

答. 手続きは以下のとおり

- ①R7. 7月頃：政省令案パブコメ
- ②R7.10月頃：政省令成案公表

周知・広報については以下のとおり

- ①成立後速やかに実施
- ②R7.10月頃：政省令成案に基づくパンフレット等配付

※周知・公表は事業所管官庁と連携して各業界団体通じた周知等を実施
(公正取引委員長)



問. 下請法違反事業者への対応は。
(R7.4.16衆議院経済産業委員会 鈴木岳幸議員より)

答. ① **勧告・現状回復**（下請法による行政指導）
(例)附帯業務の料金支払い等、金額・遅延利息も勧告書に記載
※令和5年度、受注者6千社に237億円の現状回復を実現。

② **排除措置命令・課徴金納付命令**
(独禁法「優越的地位の濫用」に基づく行政処分)
※排除措置命令に従わない場合、2年以下の懲役または300万円以下(法人・団体は3億円以下)の罰金が科される。

(公正取引委員会)

